

秦野市国民保護計画の改定等について

くらし安心部地域安全課

1 概要

政府の「国民の保護に関する基本指針」の「訓練」、「避難施設に係る情報の共有」及び「武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発」の項目が変更されたことに伴い、「秦野市国民保護計画」の該当箇所を改定するものです。

2 秦野市国民保護計画の改定について

(1) 改定箇所

ア 第2編 第1章 第6「2 訓練」の項目（別紙：計画25ページ）

具体的な事態を想定し、警察や自衛隊等と連携した武力攻撃災害へ対応した訓練や広域的な訓練等を行うよう努める旨を追加します。

イ 第2編 第2章「5 避難施設に係る情報の共有」の項目

（別紙：計画28ページ）

県が行う避難施設の指定に際し、市は、収容人数等の必要な情報を提供する旨を追加します。

ウ 第2編 第4章「2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発」の項目（別紙：計画33ページ）

全国瞬時警報システム（J—A L E R T）による情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努める旨を追加します。

エ その他、本市の気候、人口分布等の数値を時点修正

(2) 秦野市国民保護計画の改定（案）について

改定案 別紙のとおり